

# 福岡県公報

令和2年2月7日  
第 77 号

## 目次

### 告 示 (第110号-第118号)

○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) …………… 3
○介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定	(介護保険課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4

### 公 告

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 5

(中小企業振興課) …………… 5	
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 7
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課) …………… 7
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課) …………… 8
○建設業の営業の停止	(建築指導課) …………… 11
○県営土地改良事業の換地計画	(農村森林整備課) …………… 12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 12
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 12
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 12
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 13
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(農山漁村振興課) …………… 13
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(農山漁村振興課) …………… 13
○管理理容師資格認定講習会の指定	(生活衛生課) …………… 13
○管理美容師資格認定講習会の指定	(生活衛生課) …………… 14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 14
<b>公安委員会</b>	
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(警察本部生活保安課) …………… 14

定期発行日 毎週火金曜日  
 [発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
 [作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号  
 福岡県 総務部行政経営企画課 社 印 野 久  
 (電話) 092-643-3028 (電話) 092-262-5726

雑 報

○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (環境保全課) ……………15

告 示

福岡県告示第110号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年2月7日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。))に係るものを除く。)で定めるところによる。

平成元年10月11日農林水産省告示第1314号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに太宰府市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第111号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年2月7日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。))に係るもの及び国有林を除く。)で定めるところによる。

平成元年8月15日農林水産省告示第1081号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第112号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月7日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県道	川 崎 猪 国 線	前	田川郡川崎町大字川崎4397番1先から 田川郡川崎町大字川崎4446番1先まで	8.0 ～ 12.5	356.0
			後	田川郡川崎町大字川崎4397番1先から 田川郡川崎町大字川崎4442番1先まで	6.7 ～ 12.5	356.0

福岡県告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年2月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	川崎猪国線	田川郡川崎町大字川崎4397番1先から 田川郡川崎町大字川崎4442番1先まで

#### 福岡県告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	川崎猪国線	前	田川郡川崎町大字川崎4447番1先から 田川郡川崎町大字川崎4440番1先まで	9.5 ～ 12.5	85.8
			後	田川郡川崎町大字川崎4447番1先から 田川郡川崎町大字川崎4440番1先まで	10.0 ～ 14.2	

#### 福岡県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和

2年2月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	川崎猪国線	田川郡川崎町大字川崎4447番1先から 田川郡川崎町大字川崎4440番1先まで

#### 福岡県告示第116号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年11月20日福岡県告示第923号福岡都市計画道路事業3・3・41号博多駅六本松線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年2月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称  
福岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
福岡広域都市計画道路事業 3・3・1-41号 博多駅六本松線
- 3 事業施行期間  
平成27年11月20日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成27年11月20日福岡県告示第923号の事業地に同じ
  - (2) 使用の部分  
平成27年11月20日福岡県告示第923号の事業地に同じ

## 福岡県告示第117号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人を指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の6第1号の規定により次のように公示する。

令和2年2月7日

福岡県知事 小川 洋

事務所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	指 定 年月日	受託事務 の種類	居宅サー ビス等の 提供の有 無
合同会社カルモ 福岡市早良区野 芥3-24-12- 205ハッピーエ ステート野芥	合同会社カルモ 福岡市早良区野 芥3-24-12- 205ハッピーエ ステート野芥	齊藤 智恵子 昭和37年7月8日 福岡市早良区野芥 3-24-12-205 ハッピーエステー ト野芥 代表社員	令和2年 2月1日	要介護認 定調査事 務	無

## 福岡県告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	甘 木 朝 倉 線 田主丸	前	うきは市吉井町鷹取93番 1先から 久留米市田主丸町鷹取 535番2先まで	13.0 ～ 23.8	378.0

		後	うきは市吉井町鷹取93番 1先から 久留米市田主丸町鷹取 535番2先まで	13.0 ～ 16.0	378.0
--	--	---	--	-------------------	-------

## 公 告

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年2月7日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 マルシヨク不知火店
  - 所在地 大牟田市不知火町三丁目3番1 外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年2月7日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 マルシヨク吉野店
- (2) 所在地 大牟田市大字橋1544番地の1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年2月7日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー筑後ショッピングセンター
- (2) 所在地 筑後市大字山ノ井字扇田737番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年2月7日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ザ・モール春日店

- (2) 所在地 春日市春日五丁目17番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年2月7日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー宝町店
- (2) 所在地 春日市伯玄町二丁目18番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年2月7日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー古賀店
- (2) 所在地 古賀市中央四丁目1-1

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年2月7日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー那珂川店  
(2) 所在地 那珂川市片縄三丁目113番 他

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年2月7日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 南風台ショッピングセンター  
(2) 所在地 糸島市南風台三丁目169番1

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年2月7日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サンリブ久留米  
(2) 所在地 久留米市野中町1411番1 外

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年2月7日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 みいまちショッピングタウン  
(2) 所在地 久留米市御井町字大銃場2233番 外

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年2月7日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 マルシヨク空港東店

(2) 所在地 糟屋郡志免町大字別府字角石810番16 外3筆

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

**公告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和2年2月7日

福岡県知事 小川 洋

## 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

- ・警察官被服購入（男性警察官用冬服上衣ほか）に係る単価契約
- ・警察官被服購入（男性警察官用合服上衣ほか）に係る単価契約
- ・警察官被服購入（男性警察官用夏服上衣ほか）に係る単価契約
- ・警察官被服購入（男性警察官用合ワイシャツほか）に係る単価契約
- ・警察官被服購入（男性警察官用冬ワイシャツほか）に係る単価契約
- ・警察官被服購入（男性警察官用夏服ズボンほか）に係る単価契約

## 2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率

- オ 経営年数  
カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）  
イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）  
ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）  
エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）  
オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）  
カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料  
キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料  
ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）  
ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）  
コ 営業概要表（様式第5号）  
サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等  
シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）  
ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）  
ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し  
タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿  
チ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し  
ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）  
テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）  
申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間  
この公告の日から令和2年3月3日（火曜日）までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知  
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間  
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

---

**公告**

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札



に付します。

令和2年2月7日

福岡県知事 小川 洋

## 1 調達内容

### (1) 調達案件名

- ア 警察官被服購入（男性警察官用冬服上衣ほか）に係る単価契約
- イ 警察官被服購入（男性警察官用合服上衣ほか）に係る単価契約
- ウ 警察官被服購入（男性警察官用夏服上衣ほか）に係る単価契約
- エ 警察官被服購入（男性警察官用合ワイシャツほか）に係る単価契約
- オ 警察官被服購入（男性警察官用冬ワイシャツほか）に係る単価契約
- カ 警察官被服購入（男性警察官用夏服ズボンほか）に係る単価契約

### (2) 調達物品及び数量

入札説明書による。

### (3) 納入期限

令和2年4月1日（水曜日）から令和3年3月31日（水曜日）までの間

### (4) 納入場所

福岡県警察本部総務部装備課が指定する場所

## 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

## 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和2年3月24日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

### (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	繊維	AA、A
12	01	百貨	AA、A

### (2) 当該物品を迅速かつ確実に提供できると認められる者

### (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。

### (4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

### (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

### (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

## 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2590

## 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

## 7 入札説明書の交付

### (1) 期間等

令和2年2月7日（金曜日）から令和2年3月23日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで

### (2) 場所

- 5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所  
5の部局とする。
- (2) 提出期限  
令和2年3月24日（火曜日）午後5時45分
- (3) 提出方法  
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所  
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）
- (2) 日時
- ア 令和2年3月25日（水曜日）午前10時00分  
イ 令和2年3月25日（水曜日）午前10時20分  
ウ 令和2年3月25日（水曜日）午前10時40分  
エ 令和2年3月25日（水曜日）午前11時00分  
オ 令和2年3月25日（水曜日）午前11時20分  
カ 令和2年3月25日（水曜日）午前11時40分
- 11 落札者が不在の場合の措置  
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
各見積単価（10%税込み）に各調達物品の購入見込み数を乗じた金額の合計の100

- 分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（各見積単価（10%税込み）に各調達物品の購入見込み数を乗じた金額の合計の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金  
各契約単価（10%税込み）に各調達物品の購入見込み数を乗じた金額の合計の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（各契約単価（10%税込み）に各調達物品の購入見込み数を乗じた金額の合計の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合
- 13 入札の無効  
次の入札は無効とする。
- なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わること ができない。
- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札  
(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札  
(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札  
(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札  
(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札  
(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札  
(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

- (8) 入札書内訳書の積算が誤った入札  
 (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札  
 (10) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

## 14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。  
 (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。  
 (3) 調達手続の停止等  
 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。  
 (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。  
 (5) その他詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

- (1) General descriptions of the per-piece contracts that are going to be bid for  
 ア Winter coats and the other items for police officers  
 イ Spring/autumn coats and the other items for police officers  
 ウ Summer shirts, part of uniform, for police officers  
 エ Spring/autumn shirts for police officers

- オ Winter shirts for police officers  
 カ Summer pants and the other items for police officers  
 (2) Contract Period:From the day on which the contract becomes effective according to the contract signed between the Governor of Fukuoka Prefecture and the party concerned through March 31,2021  
 (3) Time Limit of Tender : 5:45 PM on March 24, 2020  
 (4) Unit/ Section in charge of the notice:Supply Unit,Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7 - 7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812 - 8576, Japan  
 TEL 092 - 641 - 4141 (Ext.2590)

## 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和2年2月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分をした年月日  
 令和2年1月27日  
 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社LD&C	福岡市中央区天神一丁目9番17号 15F	依岡 猛	なし

## 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

- (1) 停止を命じる営業の範囲  
 建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業  
 （注）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建

設工事をいう。

(2) 停止期間

令和2年2月10日から令和2年2月13日までの4日間

4 処分の原因となった事実

株式会社LD&Cは、建設業許可を受けずに、建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な工事の範囲を超える請負契約を締結した。

このことは、建設業法第3条第1項に違反する。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を令和2年1月27日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和2年2月7日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
八女市立花町北山 (立花2期地区)	換地計画書の写し	令和2年2月7日から 令和2年3月10日まで	八女市役所 立花支所

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年2月7日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町花ヶ浦三丁目321番1、321番4、321番6から321番8まで、322番1、322番3及び326番1から326番3まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡志免町南里二丁目17番19号

株式会社ロイズ・エスクロー

代表取締役 濱地 善寿

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年2月7日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 森林都市ショッピングセンター

(2) 所在地 宗像市自由ヶ丘三丁目12番4

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年2月7日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 善導寺ショッピングセンター

(2) 所在地 久留米市善導寺町飯田393番地の4

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

---

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年2月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
    - (1) 名称 久留米南ショッピングセンター
    - (2) 所在地 久留米市大善寺町宮本456
  - 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし
- 

### 公告

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和2年2月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見募集期間  
令和2年2月7日から令和2年3月9日まで
  - 2 概要、受付方法等  
関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部農山漁村振興課に備え置きます。
- 

### 公告

森林法第10条の2に基づく開発行為の許可申請に対する処分に係る審査基準の一部改

正案について、次のとおり意見を募集します。

令和2年2月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見募集期間  
令和2年2月7日から令和2年3月9日まで
  - 2 概要、受付方法等  
関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部農山漁村振興課に備え置きます。
- 

### 公告

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定に基づき、管理理容師資格認定講習会として次の講習会を指定したので、公告する。

令和2年2月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 主催者  
公益財団法人理容師美容師試験研修センター  
東京都江東区有明三丁目7番26号
- 2 講習会の会場  
福岡生活衛生食品会館  
福岡市博多区千代一丁目2番4号
- 3 受講申込み及び問合せ先  
公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所  
福岡市博多区千代一丁目2番4号（電話：092-632-4501）
- 4 講習会の日程  
次の日程のいずれかを選択すること。

第1回	令和2年	6月1日（月）、6月8日（月）、6月15日（月）
第2回	令和2年	10月26日（月）、11月2日（月）、11月9日（月）
第3回	令和2年	11月30日（月）、12月7日（月）、12月14日（月）
第4回	令和3年	3月15日（月）、3月22日（月）、3月29日（月）

- 5 講習会の科目及び時間数  
公衆衛生 4時間  
理容所の衛生管理 14時間
- 6 受講予定人数  
各回10名
- 7 受講料  
16,000円

**公告**

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定に基づき、管理美容師資格認定講習会として次の講習会を指定したので、公告する。

令和2年2月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 主催者  
公益財団法人理容師美容師試験研修センター  
東京都江東区有明三丁目7番26号
- 2 講習会の会場  
福岡生活衛生食品会館  
福岡市博多区千代一丁目2番4号
- 3 受講申込み及び問合せ先  
公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所  
福岡市博多区千代一丁目2番4号（電話：092-632-4501）

- 4 講習会の日程  
次の日程のいずれかを選択すること。

第1回	令和2年	6月1日（月）、6月8日（月）、6月15日（月）
第2回	令和2年	10月26日（月）、11月2日（月）、11月9日（月）
第3回	令和2年	11月30日（月）、12月7日（月）、12月14日（月）
第4回	令和3年	3月15日（月）、3月22日（月）、3月29日（月）

- 5 講習会の科目及び時間数

- 公衆衛生 4時間  
美容所の衛生管理 14時間

- 6 受講予定人数  
各回100名
- 7 受講料  
16,000円

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年2月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
宗像市大井字今古2065番6
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
宗像市大井1503番地  
社会福祉法人ひかり福祉会  
理事長 吉田 剛

**公安委員会**

**福岡県公安委員会告示第18号**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）及び福岡県風俗案内業の規制に関する条例に基づく指示及び事業停止命令の基準（案）について、次のとおり意見を募集する。

令和2年2月7日

福岡県公安委員会

- 1 意見募集期間  
令和2年1月27日から同年2月25日まで

## 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ (<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>) に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

**雑 報****福岡県環境審議会公告**

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

令和2年2月7日

福岡県環境審議会会長職務代理者

福岡県環境審議会会長代理 伊藤 洋

## 1 意見募集の対象

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定に係る答申案

## 2 答申案の概要

## (1) はじめに

ア 水生生物の保全に係る水質環境基準について

イ 水生生物保全環境基準の類型指定について

## (2) 河川・湖沼に係る水生生物保全環境基準の類型指定方針について

ア 類型指定のための必要な情報

イ 対象河川

ウ 類型指定の考え方

エ 湖沼の取扱い

## (3) 北九州市内河川及びます淵ダムにおける水生生物保全環境基準の類型指定について

## (4) 河川ごとの類型指定に係る検討

## 3 答申案の閲覧場所等

(1)～(5)の場所に配架するとともに(6)のホームページにも掲載する。

(1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁1階）

(2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7-8 小倉総合庁舎内）

(3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎内）

(4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内）

(5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎内）

(6) 福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)

## 4 意見書の提出期間

県公報掲載の日から令和2年2月20日（木）まで（必着）

## 5 意見書提出の方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

## 6 意見書の提出先

福岡県環境部環境保全課

（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3359

（ファクシミリ）092-643-3357

（電子メール）kanho@pref.fukuoka.lg.jp

別紙

## 意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
意見	
理由	
備考	

## 記入上の注意

- 1 意見は、簡潔にとりまとめ、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。